

女 監 第 20 号
令和 7 年 8 月 13 日

女川町長 須 田 善 明 殿

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

令和 6 年度財政健全化等の審査意見書について（送付）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項、第 2 項、第22条第 1 項及び女川町監査基準（令和 2 年女川町監査委員訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、下記日程で審査に付したこのことについては、別添のとおり審査意見書を送付します。

記

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ○ 財政健全化審査 | 令和 7 年 8 月 7 日（実働 1 日） |
| ○ 上水道事業会計経営健全化審査 | 令和 7 年 8 月 7 日（実働 1 日） |
| ○ 下水道事業会計経営健全化審査 | 令和 7 年 8 月 7 日（実働 1 日） |
| ○ 地方卸売市場特別会計経営健全化審査 | 令和 7 年 8 月 7 日（実働 1 日） |

令和 6 年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 2 項及び女川町監査基準第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として実施した。

2 審査期日

令和 7 年 8 月 7 日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和 6 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
① 実質赤字比率	—	15.00	20.00
② 連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
③ 実質公債費比率	5.5	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	設定なし

※「—」表示は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、赤字が生じてないことを表し、将来負担比率においては、指数が発生していないことを表す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和 6 年度の実質赤字比率は、早期健全化基準を下回り黒字となっている。

② 連結実質赤字比率について

令和 6 年度の連結実質赤字比率は、早期健全化基準を下回り黒字となっている。

③ 実質公債費比率について

令和 6 年度の実質公債費比率は 5.5% で、早期健全化基準を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和 6 年度の将来負担比率は、早期健全化基準を下回っている。

(3) 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項及び女川町監査基準第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として実施した。

2 審査期日

令和 7 年 8 月 7 日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	令和 6 年度 資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
(法適用)			
上水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
(法非適用)			
地方卸売市場特別会計	—	20.0	

※「—」表示は、資金不足が生じてないことを表している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、法適用、法非適用のいずれの会計とも資金不足は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。